

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	とさつ解体業務の停止、禁止
概要	市長は、と畜業者等がとさつ又は解体を衛生的に管理していない場合やと畜場に作業衛生責任者を設置していない等の衛生的な問題があると認められる場合は、期間を決めて当該と畜場のとさつ若しくは解体の業務の停止あるいは禁止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第 18 条第 2 項
処分基準	<p>《と畜場法》</p> <p>第八条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、と畜場の管理者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 前条第二項に規定する職務を怠つたとき。</p> <p>（と畜業者等の講ずべき衛生措置）</p> <p>第九条 （中略）</p> <p>2 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>（作業衛生責任者）</p> <p>第十条 と畜業者等は、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、作業衛生責任者を置かなければならない。ただし、と畜業者等が自ら作業衛生責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2 第七条第二項から第七項までの規定及び第八条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（と畜場の設置の許可の取消し等）</p> <p>第十八条</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。</p> <p>一 当該と畜業者等が、第九条第二項又は第十条第一項若しくは第二項において準用する第七条第六項の規定に違反したとき。</p> <p>二 当該と畜業者等が、第十条第二項において準用する第八条の規定による命令に違反したとき。</p>
ホームページ	
備考	